

福井市

ひとり親家庭自立促進計画

(素案)

令和 2 年 月

福井市

目 次

■ 第1章 計画の基本	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の対象	1
4. 計画の位置づけ	1
5. 計画の策定経過	1
■ 第2章 ひとり親家庭の実態	
1. ひとり親家庭の世帯数	2
2. 離婚件数	2
3. 児童扶養手当受給者等の数	3
4. ひとり親家庭の現状	4
■ 第3章 ひとり親家庭自立支援の基本的方針	
1. 基本理念	19
2. 施策の基本的な方針	19
3. 施策の体系	20
■ 第4章 具体的施策	
1. 子育てや生活支援の推進	22
2. 就業支援の推進	24
3. 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの推進	26
4. 経済的支援の実施	27
5. 情報提供・相談体制の周知	28
■ 資料編（令和元年度福井市ひとり親家庭実態調査）	
調査概要・結果一覧	
■ 参考資料	
策定経過	

第1章 計画の基本

1. 計画策定の趣旨

福井市の離婚件数は、近年減少していますが、近年の家庭環境の変化に伴い、ひとり親家庭が増える傾向にあります。

ひとり親家庭の親は、子育てと生計を母又は父がひとりで担わなければならないことから、様々な困難に直面するとともに、子どもにも精神面や経済面で大きな影響が及びます。

このことから、ひとり親家庭等の自立を図る就労支援、生活支援、経済的支援などの総合的な支援の推進が求められています。

福井市では、すべての子どもの健やかな育ちと保護者の親としての成長を支援する社会の実現を目指すことを目的に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、施策を展開しています。

この施策とも連携し、ひとり親家庭等の生活状況を把握するため、令和元年8月に「ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。この調査結果を元に、ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズに配慮しながら自立を促進するため、ひとり親家庭等に対する施策を総合的に推進する目的で「福井市ひとり親家庭自立促進計画」を策定するものです。

2. 計画の期間

令和2年度～令和6年度の5年間とします。

3. 計画の対象

この計画は、福井市内の次の家庭を対象とします。

- ◎ 母子家庭：母と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む）
- ◎ 父子家庭：父と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む）
- ◎ 寡婦家庭：かつて母子家庭の母であって、子が成人し、現在も配偶者のいない状態にある方

4. 計画の位置付け

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく基本方針に即して作成した「自立促進計画」です。本市の「福井市総合計画」及び「福井市地域福祉計画」を上位計画とし、「福井市子ども・子育て支援事業計画」との連携を図っています。

5. 計画策定経過

この計画は、学識経験者やひとり親家庭の代表などの関係者で構成する「福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」での議論やパブリックコメントを参考に策定しています。

第2章 ひとり親家庭の実態

1. ひとり親家庭の世帯数

国勢調査によると、平成27年10月1日現在の本市の母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）は3,444世帯、父子世帯（同）は525世帯で、母子または父子世帯が全世界帯に占める割合は3.98%となっています。

平成22年と比べると、世帯数、世帯割合ともにほぼ横ばいになっています。

本市の母子家庭・父子家庭数の推移

単位：世帯

	平成22年	平成27年
母子世帯	3,349 世帯	3,444 世帯
父子世帯	534 世帯	525 世帯
合計(A)	3,883 世帯	3,969 世帯
全世界帯数(B)	97,236 世帯	99,623 世帯
世帯割合(A/B)	3.99%	3.98%

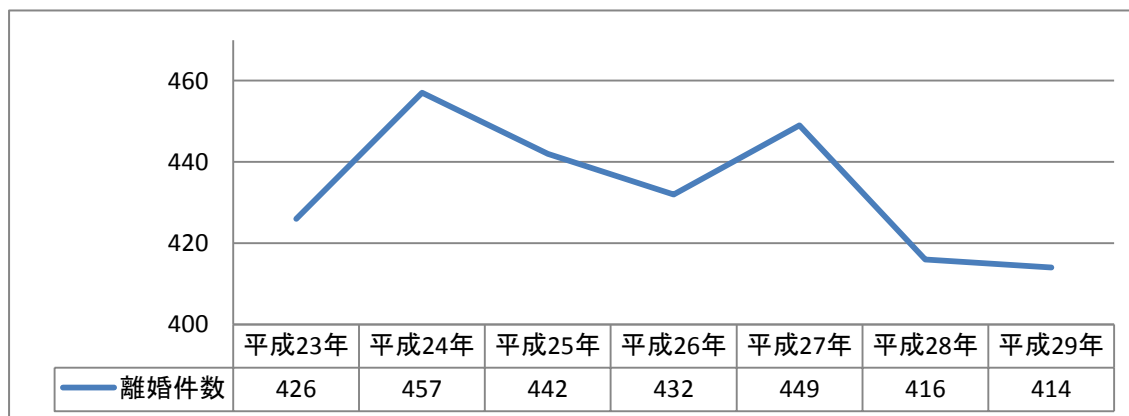
【出展】国勢調査 調査日10月1日

2. 離婚件数

離婚件数は平成27年に増加しているものの、平成28年以降はほぼ横ばいになっています。

本市の離婚件数

単位：件



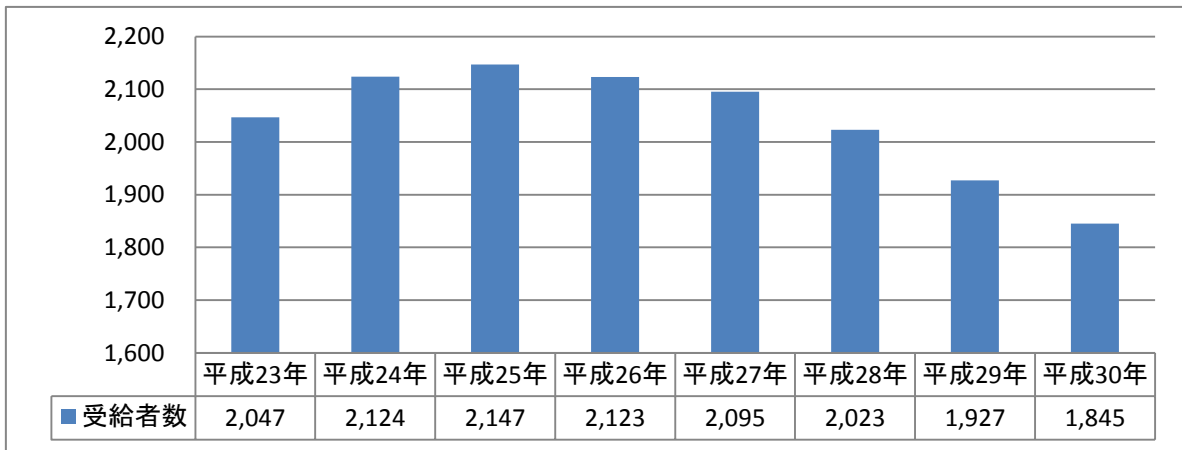
【出典】人口動態統計

3. 児童扶養手当受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は、平成25年の2,147人をピークに減少しており、平成30年は1,845人となっています。

また、児童扶養手当認定世帯の世帯類型では、平成30年度は、離婚世帯が最も多く83%となっており、その次が未婚世帯の12%となっています。

■児童扶養手当受給者数



【出展】市子ども福祉課 調査日：毎年3月31日

■児童扶養手当認定世帯の世帯類型

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	世帯	%	世帯	%	世帯	%
離婚	1,683	83%	1,587	83%	1,526	83%
死別	23	1%	21	1%	16	1%
未婚	230	11%	234	12%	224	12%
障害	16	1%	20	1%	19	1%
その他	71	4%	65	3%	60	3%
計	2,023	100%	1,927	100%	1,845	100%

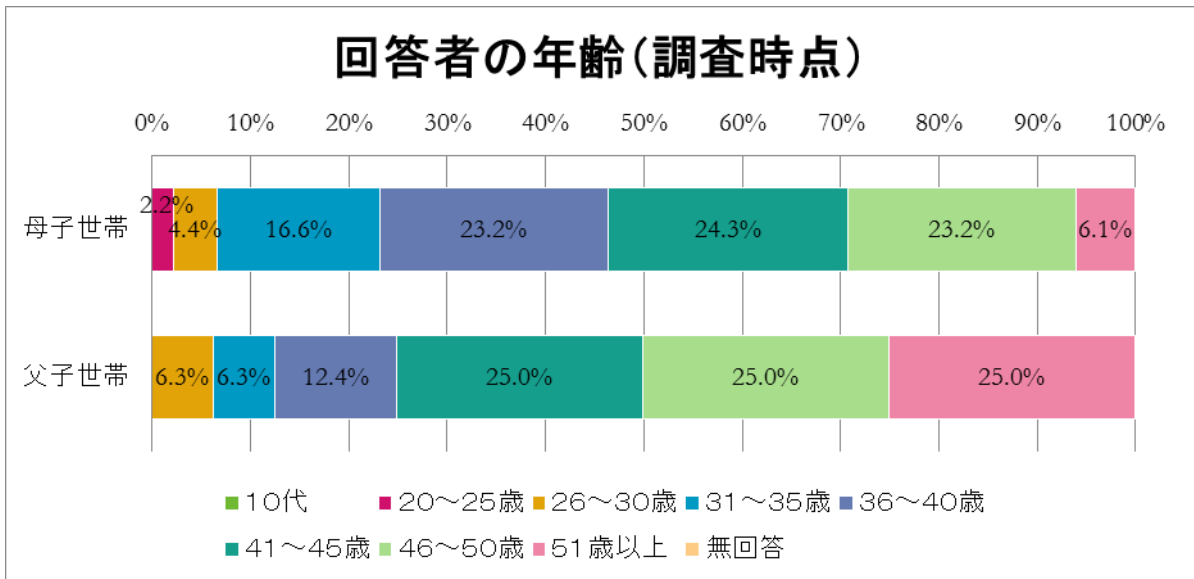
【出展】市子ども福祉課 調査日：毎年3月31日

4. ひとり親家庭の現状 〈出典〉「令和元年度福井市ひとり親家庭実態調査」

(1) 年齢・家族構成・居住状況

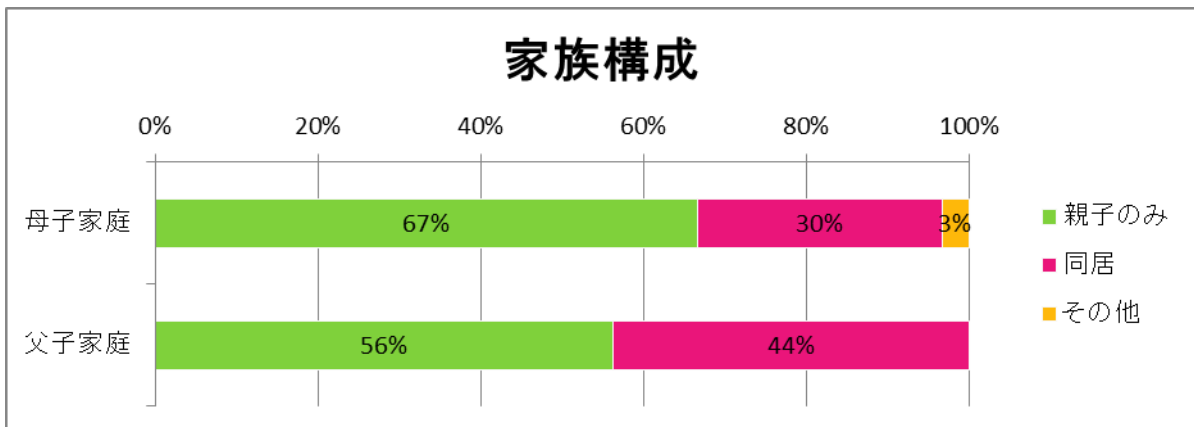
〈年齢構成〉

- 母子世帯の母の年齢構成は、31～35歳代が16.6%、36～40歳代が23.2%、41～45歳代が24.3%、46～50歳代が23.2%となっています。
- 父子世帯の父の年齢構成は、41～45歳代が25.0%、46～50歳代が25.0%、51歳以上が25.0%となっています。



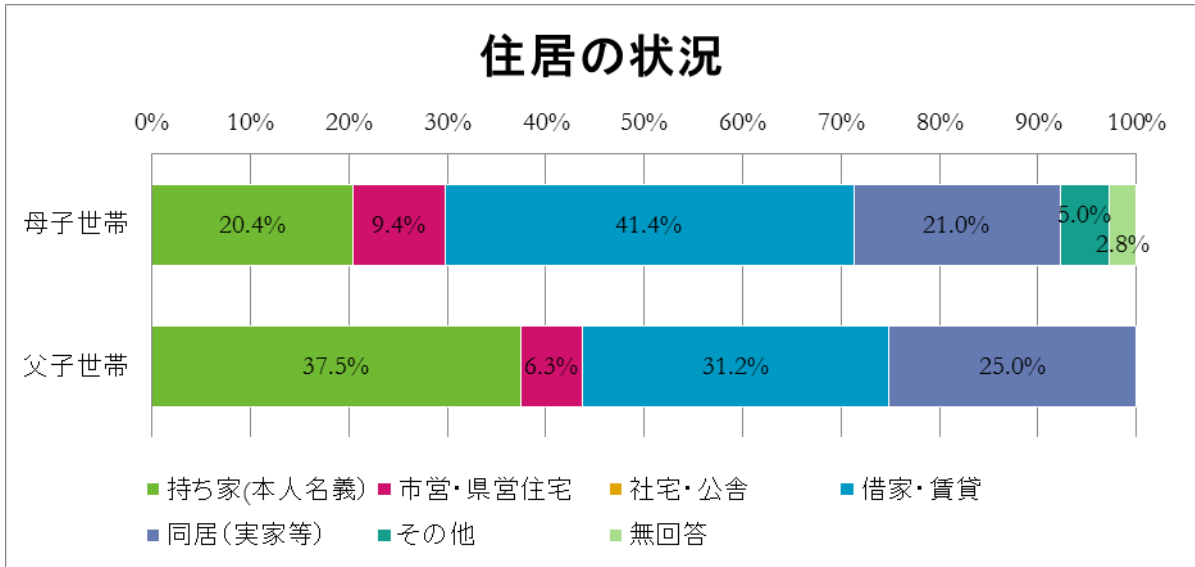
〈家族構成〉

- 母子世帯の家族構成は、親子のみの世帯が67%、実父母等との同居世帯が30%となっています。
- 父子世帯の家族構成は、親子のみの世帯が56%、実父母等との同居世帯が44%となっています。



<居住の状況>

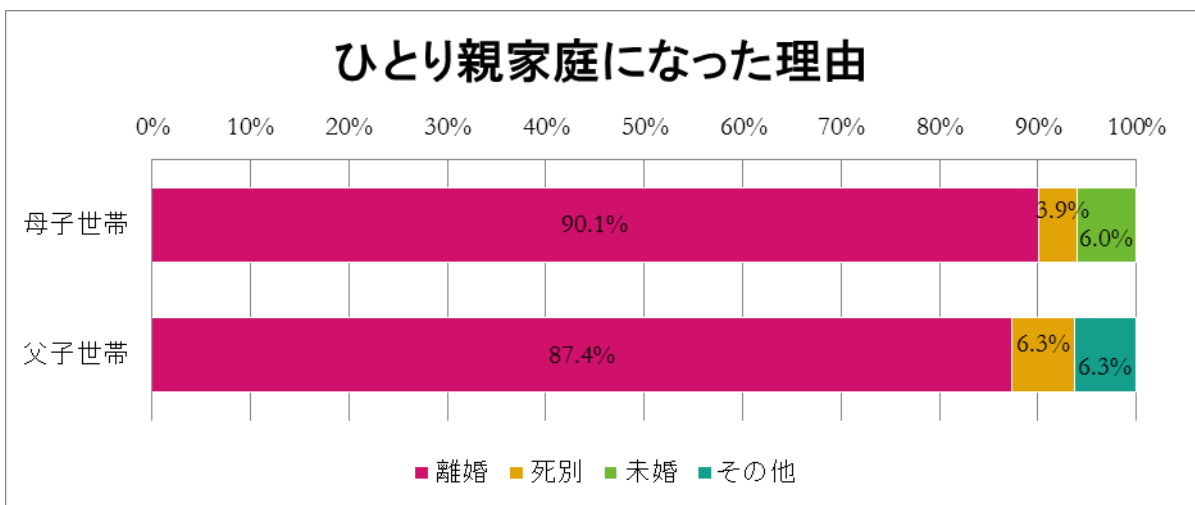
- 母子世帯の居住形態は、借家・賃貸が41.4%と最も多く、同居（実家等）が21.0%、持ち家（本人名義）が20.4%、市営・県営住宅が9.4%となっています。
- 父子世帯の居住形態は、持ち家（本人名義）が37.5%と最も多く、借家・賃貸が31.2%、同居（実家等）が25.0%、市営・公営住宅が6.3%となっています。



(2) ひとり親になった時の状況

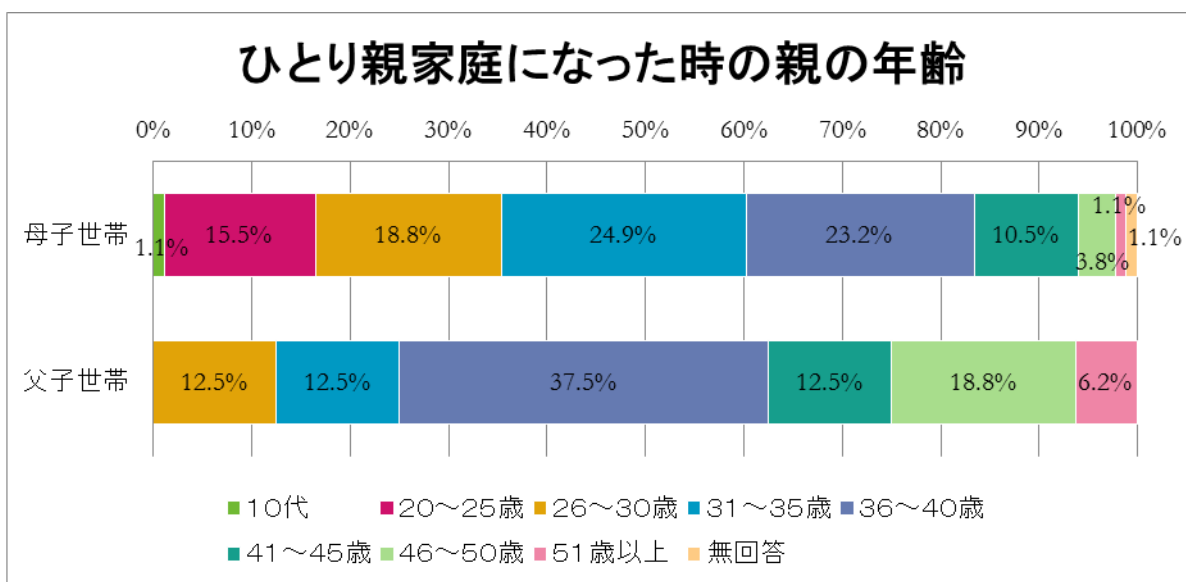
<ひとり親になった理由>

- 母子世帯になった理由は、離婚が90.1%と最も多く、死別が3.9%、未婚が6.0%となっています。
- 父子世帯になった理由は、離婚が87.4%と最も多く、死別・遺棄が次いで6.3%となっています。



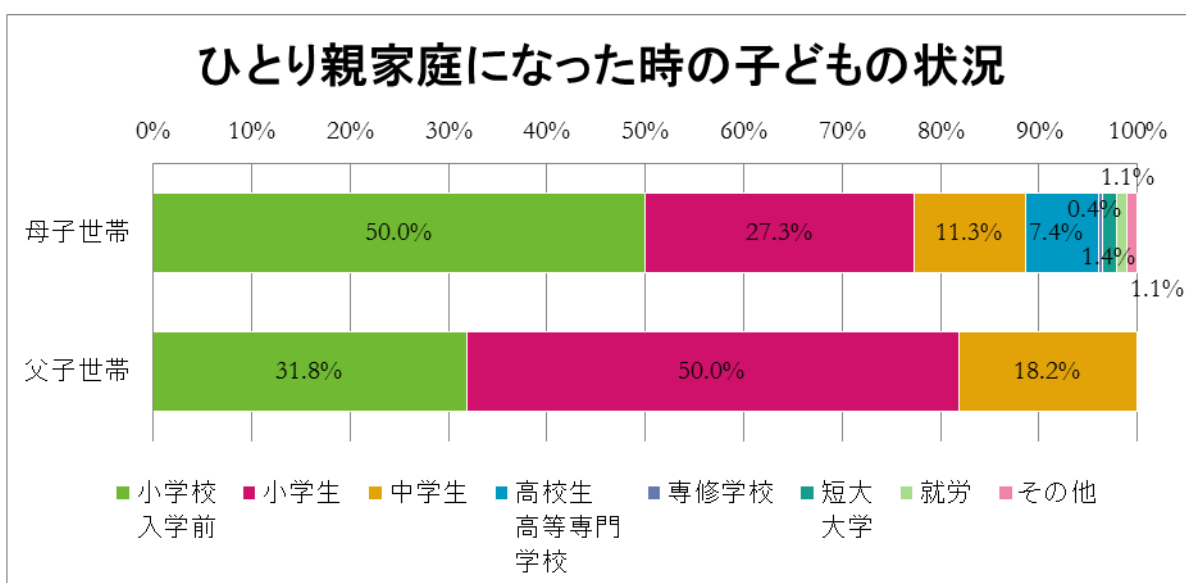
<ひとり親になった年齢>

- 母子世帯になった時の母の年齢は、30歳代が48.1%と最も多く、次いで20歳代が34.3%となっています。
- 父子世帯になった時の父の年齢は、30歳代が50.0%と最も多く、次いで40歳代31.3%となっています。



<ひとり親になった時の子どもの状況>

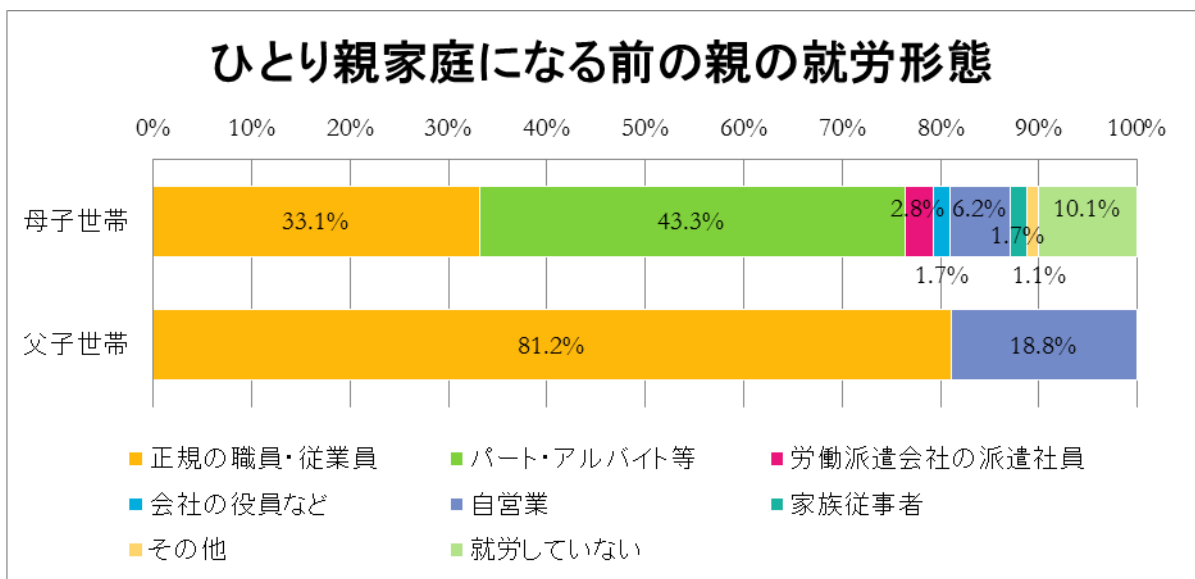
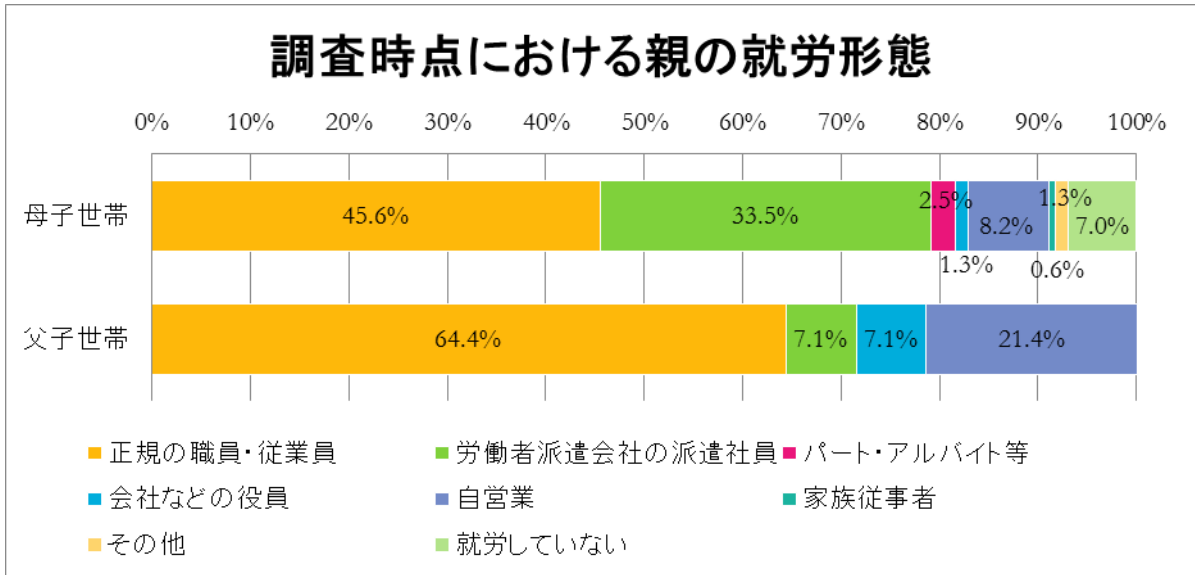
- 母子世帯になった時の子どもの状況は、小学校就学前が50.0%、小学生が27.3%、中学生が11.3%となっています。
- 父子世帯になった時の子どもの状況は、小学校就学前が31.8%、小学生が50.0%、中学生が18.2%となっています。



(3) 就業状況・収入状況

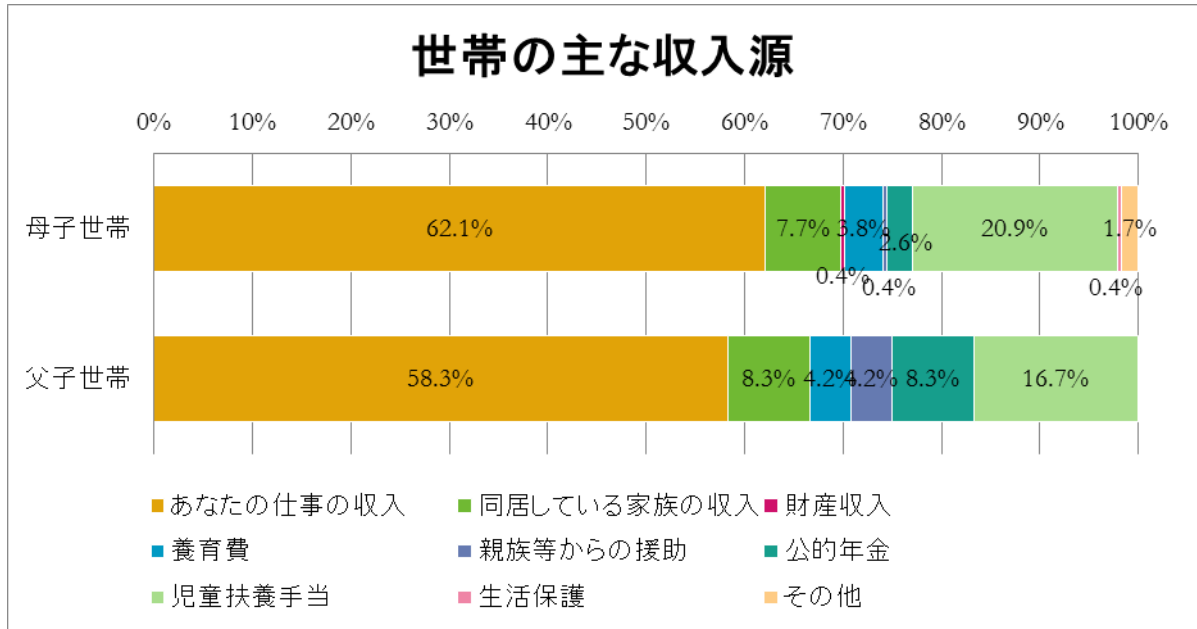
<就業状況>

- 母子世帯の母は、93.0%が就業しており、母子世帯になる前に就業していたのは89.9%となっています。
現在の雇用形態は、正規の職員・従業員が45.6%、派遣社員が33.5%となっています。
- 父子世帯の父は、100%が就業しており、父子世帯になる前に就業していたのは100%となっています。
現在の雇用形態は、正規の職員・従業員が64.3%、自営業が21.4%となっています。



<ひとり親世帯の収入源>

- 母子世帯・父子世帯の主な収入源は、「自身の就労収入」「児童扶養手当」となっています。

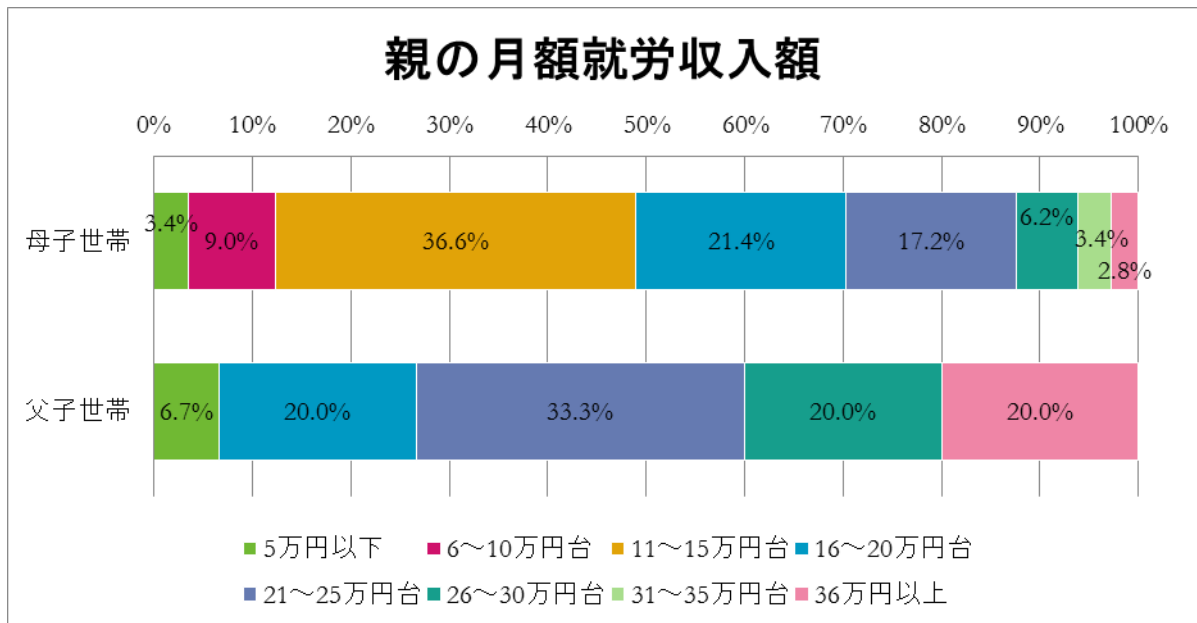


<就労収入>

- 母子世帯の母自身の月額就労収入は、20万円以下が70.4%となっています。
- 父子世帯の父自身の月額就労収入は、30万円以下が80.0%となっています。

《参考》2018年の福井県の平均月額給与 女性：23万円 男性：33万円

※厚生労働省発表「賃金構造基本統計調査」から算出

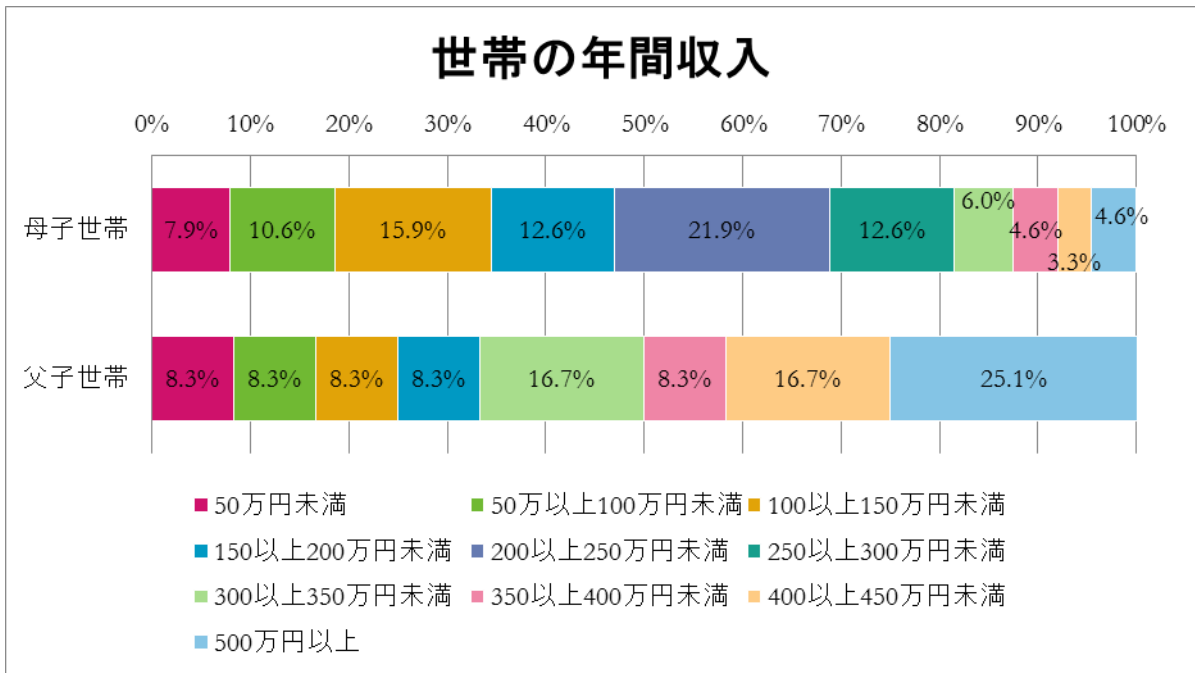


<世帯収入>

- 母子世帯全体の年間収入は、300万円未満が81.5%となっています。
- 父子世帯全体の年間収入は、400万円未満が58.3%となっています。

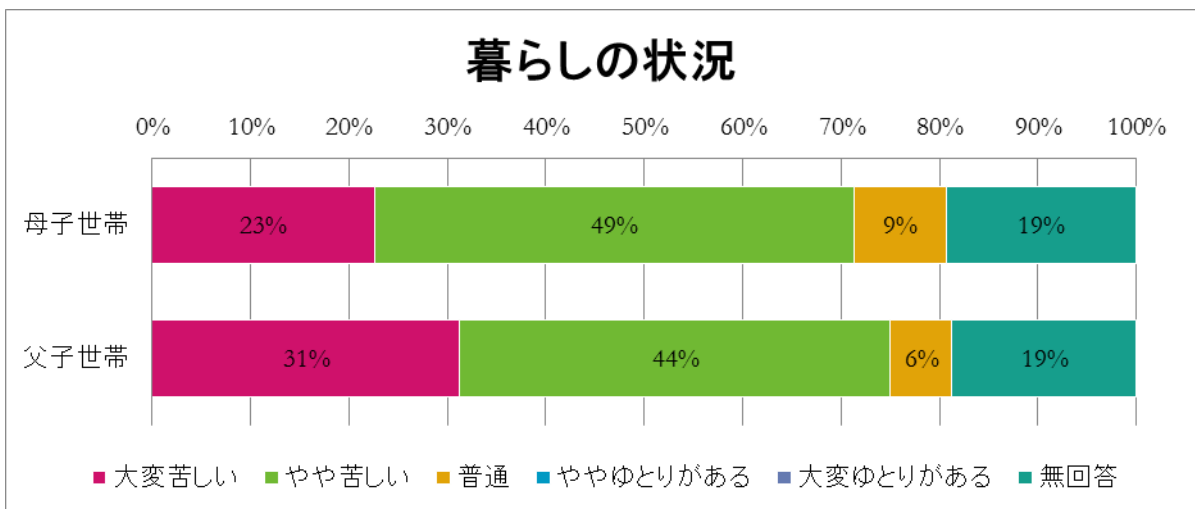
《参考》2018年の福井県の平均年収 女性：341万円 男性：488万円

※厚生労働省発表「賃金構造基本統計調査」から算出



<暮らしの状況>

- 現在の暮らしの状況を「大変苦しい」または「やや苦しい」と感じているのは、母子世帯で72.0%、父子世帯で75.0%となっています。

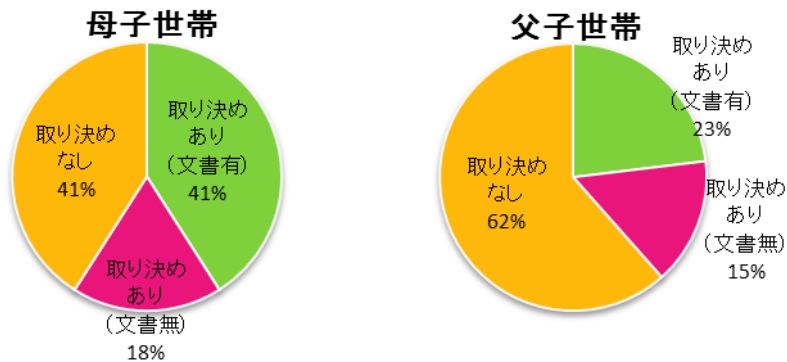


(4) 養育費・面会交流

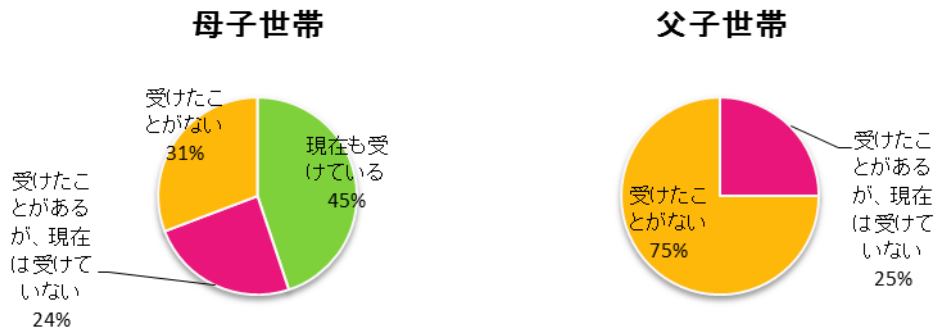
<養育費>

- 離婚母子・父子世帯のうち、養育費の取り決めがあった世帯は57%となっています。
- 取り決めをしていない主な理由は、母子世帯は「相手と関わりたくないから」で、父子世帯は「相手に支払う意思がないと思ったから」などとなっています。

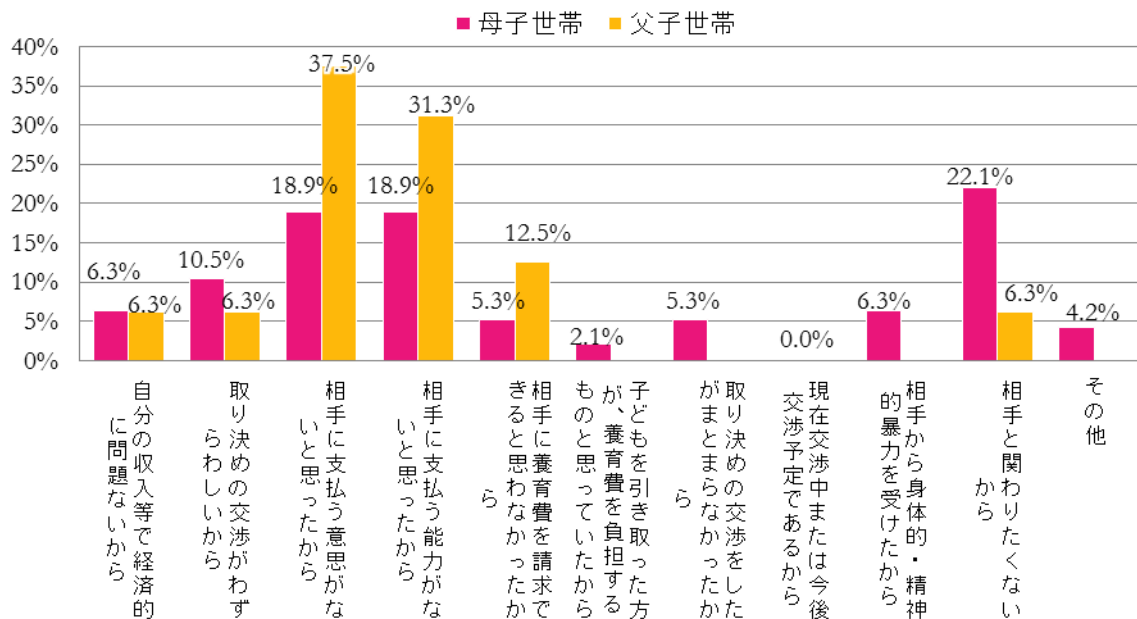
養育費取り決めの有無



取り決め有のうち養育費の需給状況



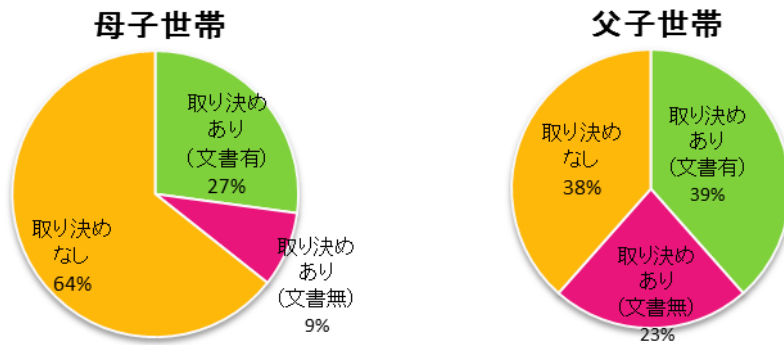
養育費の取り決めをしなかった理由(複数回答)



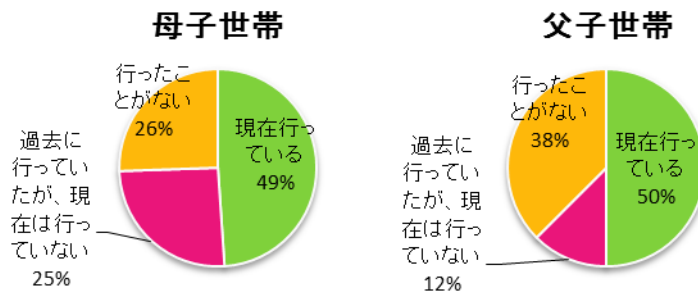
<面会交流>

- 離婚母子・父子世帯のうち、面会交流の取り決めがあった世帯は、38.1%となっています。
- 取り決めをしていない主な理由は、母子世帯は「相手が養育費を支払わないから」や「相手が面会交流を求めてこないから」で、父子世帯は「子どもが会いたがらないから」や「子どもが精神的又は身体的に不安定になるから」となっています。

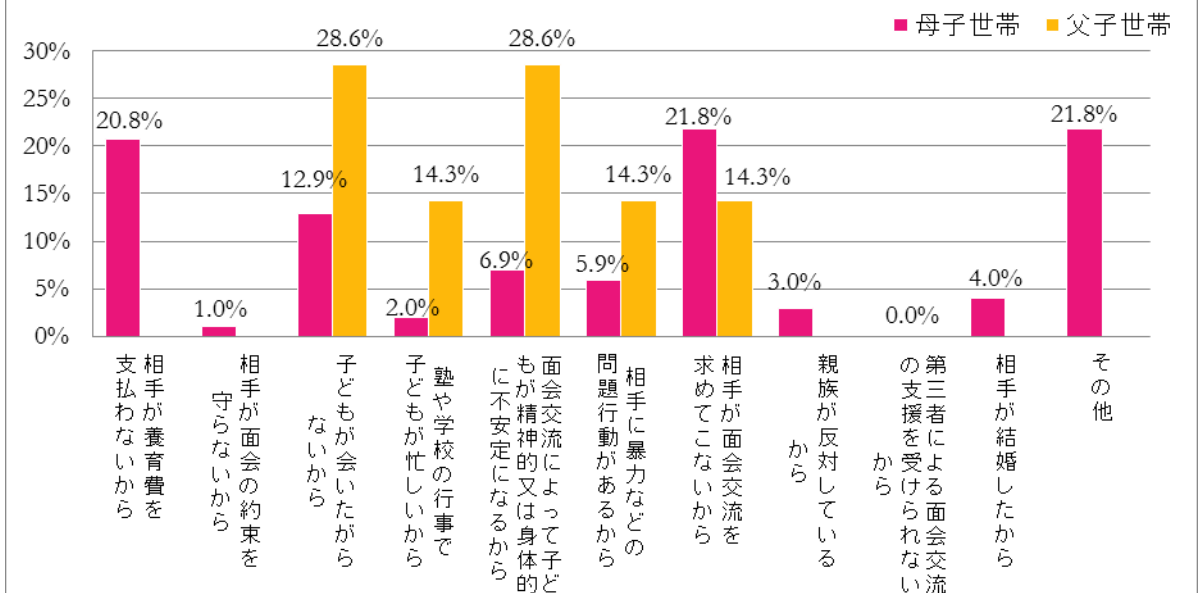
面会交流の取り決めの有無



取り決め有のうち面会交流の実施状況



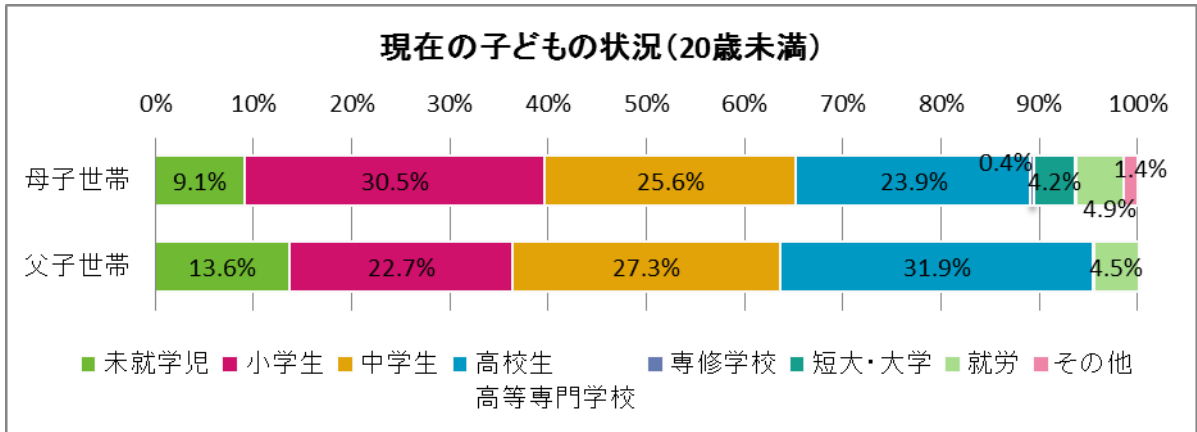
面会交流の取り決めをしなかった理由(複数回答)



(5) 子どもに関する状況

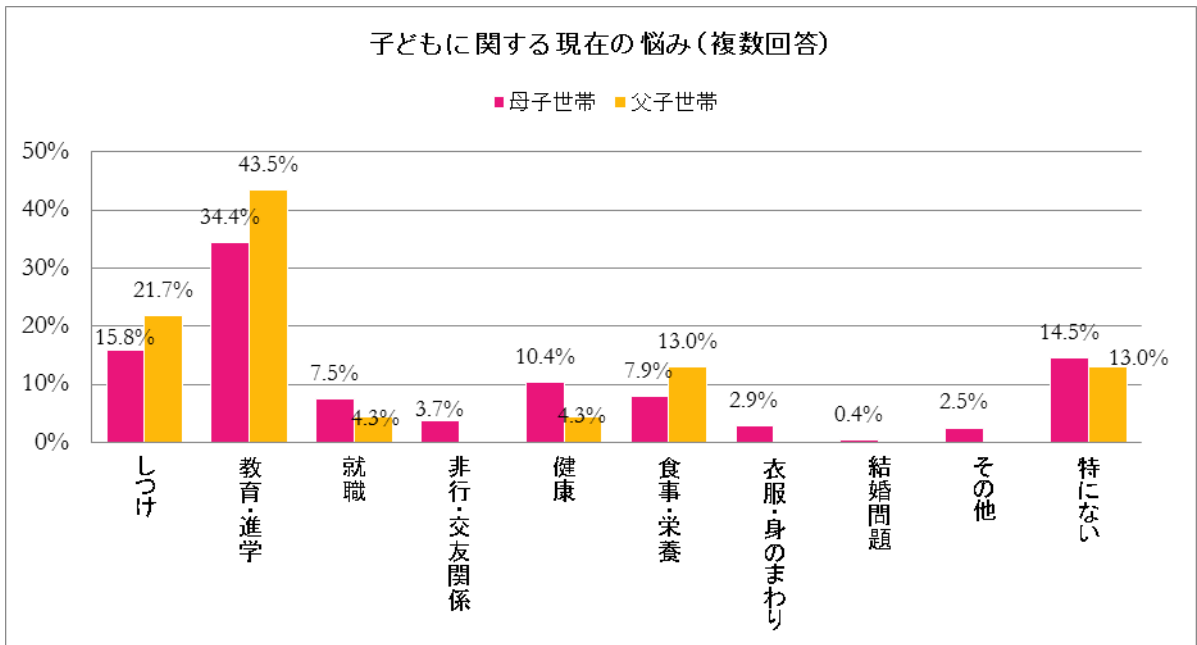
<現在の子どもの状況>

- 調査時点の母子世帯の子どもの状況は、未就学児が9.1%、小学生が30.5%、中学生が25.6%、高校・高等専門学校生が23.9%となっています。
- 調査時点の父子世帯の子どもの状況は、未就学児が13.6%、小学生が22.7%、中学生が27.3%、高校・高等専門学校生が31.9%となっています。



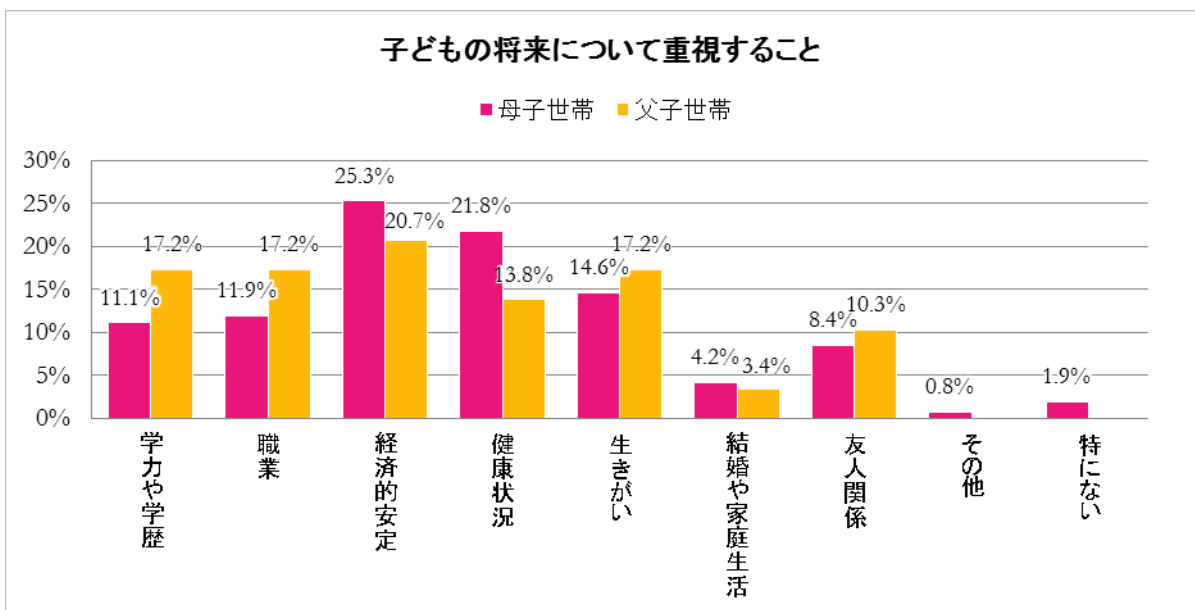
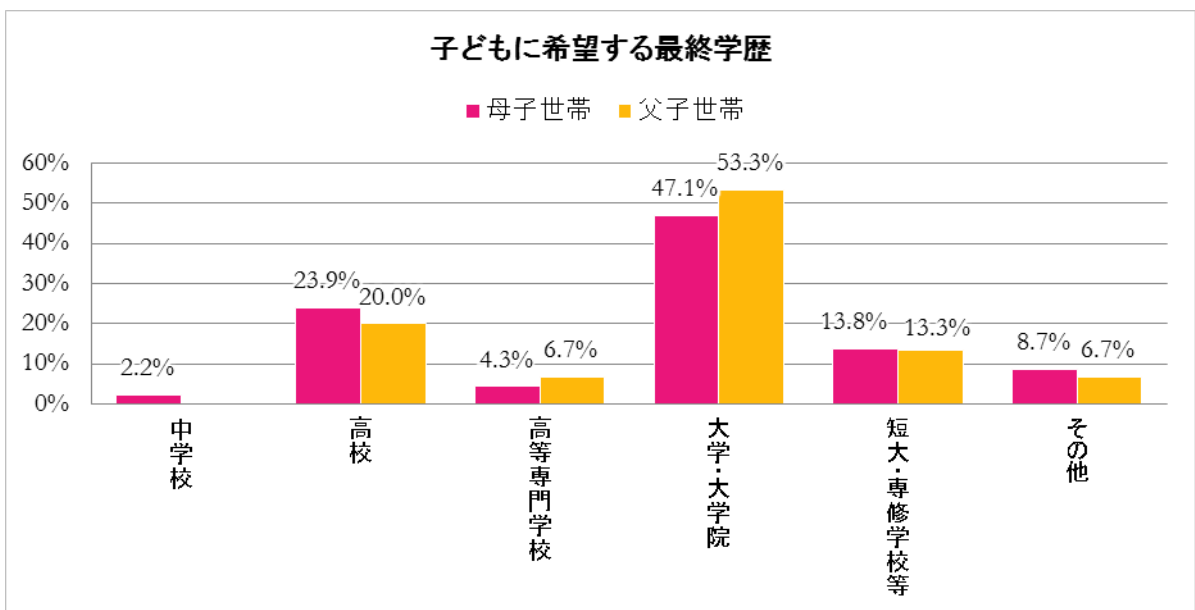
<子どもに関する悩み>

- ひとり親世帯の子どものに関する最大の悩みは、母子・父子世帯ともに「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」が多くなっています。



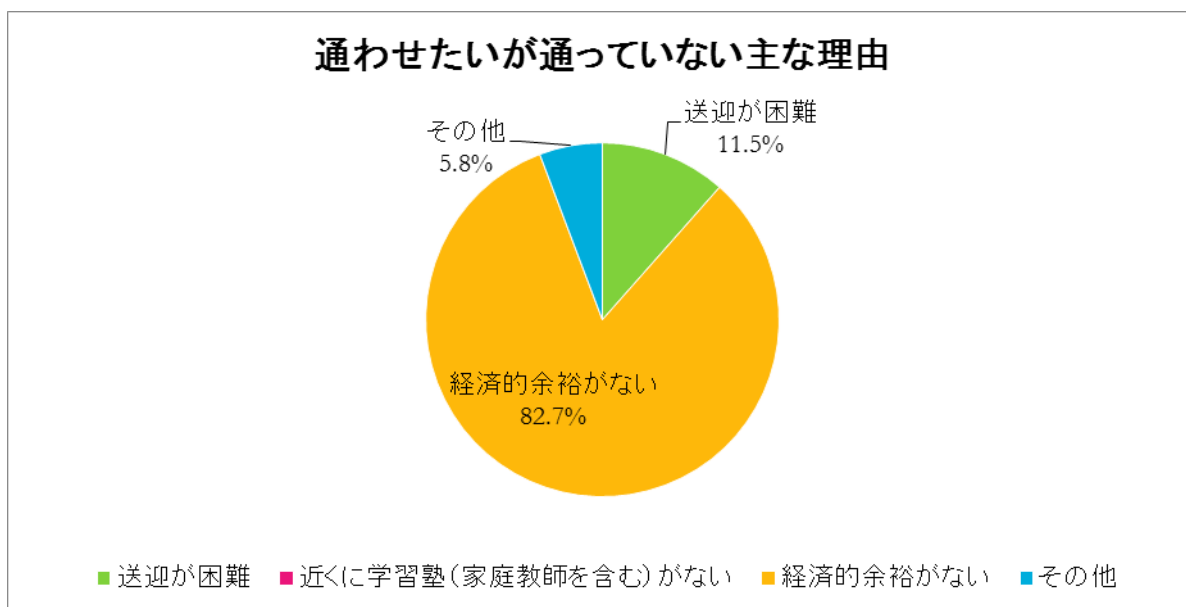
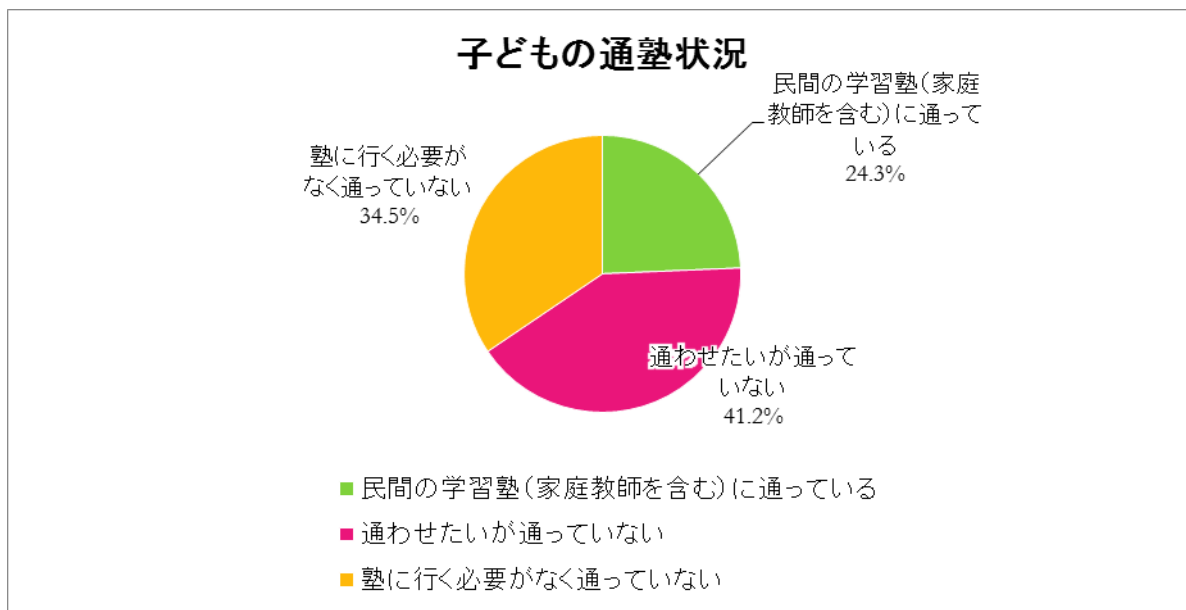
<子どもの将来への希望>

- 子どもに希望する最終学歴は、母子・父子世帯ともに「大学・大学院」が最も多く、母子世帯が47.1%、父子世帯が53.3%となっています。
- 母子世帯の母が子どもの将来について重視することは、「経済的安定」が最も多く25.3%となっており、次いで「健康状態」が21.8%、「生きがい」が14.6%となっています。
- 父子世帯の父が子どもの将来について重視することは、「経済的安定」が最も多く20.7%となっており、次いで「学力や学歴」「職業」「生きがい」が17.2%となっており、



<子どもの通塾状況>

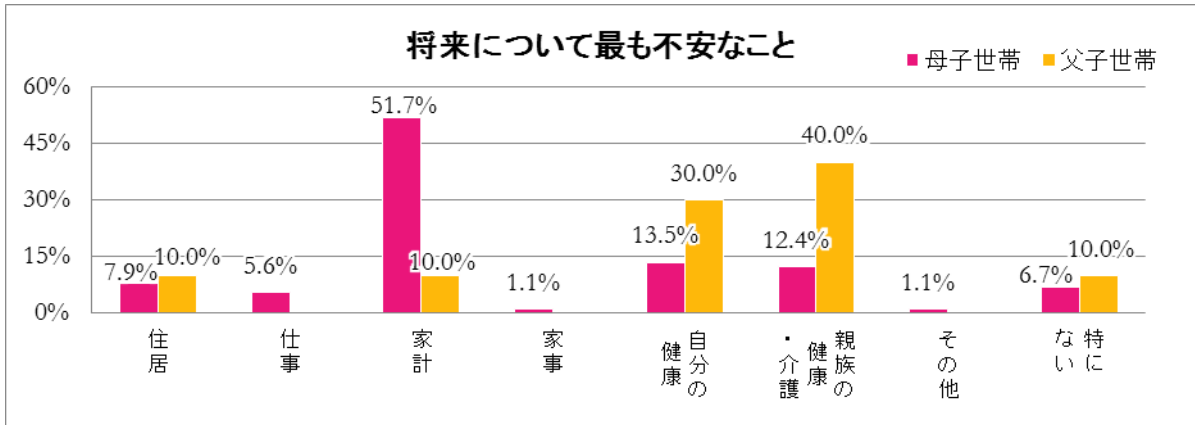
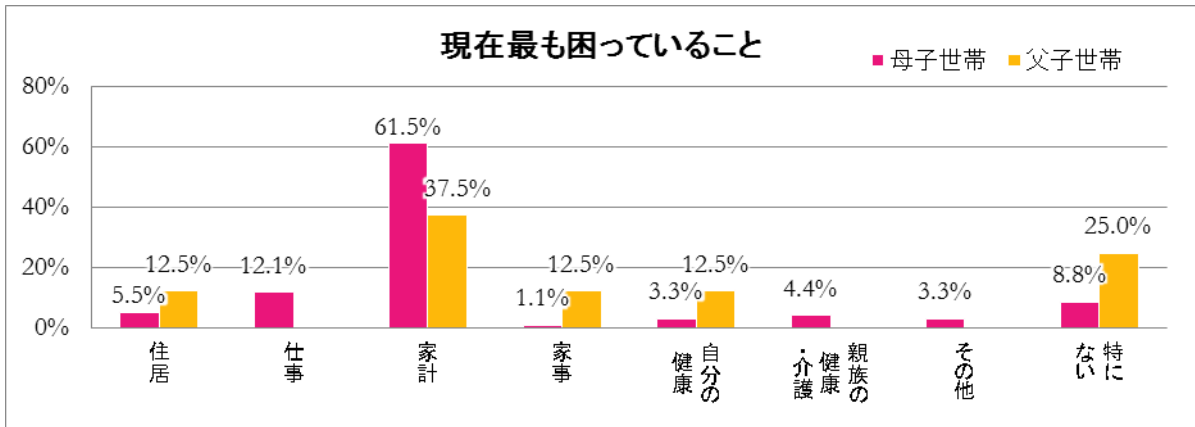
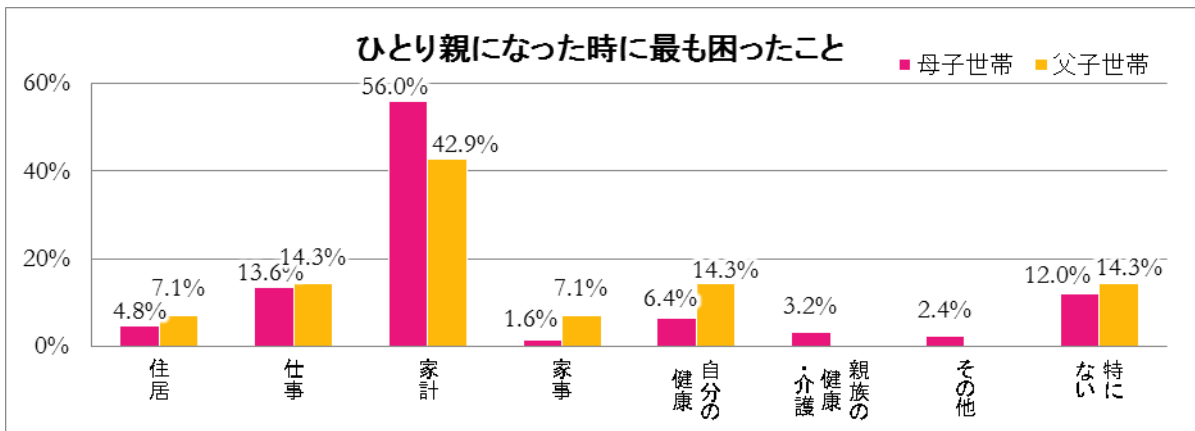
- ひとり親世帯で、子どもが「民間の学習塾（家庭教師を含む）に通っている」のは24.3%で、「通わせたいが通っていない」のは41.2%、「必要がなく通っていない」のは34.5%となっています。
- 「通わせたいが通っていない」主な理由は、「経済的余裕がない」が82.7%で、「送迎が困難」が11.5%となっています。



(6) ひとり親自身の状況・相談相手

<ひとり親自身に関する悩み>

- 母子世帯の母自身の悩みとして、最も多いのは「家計」で、ひとり親になった時（56.0%）から現在（61.5%）、将来（51.7%）に至るまで、その悩みは尽きないものとなっています。
- 父子世帯の父自身の悩みとして、「家計」が最も多くなっているのは、ひとり親になった時（42.9%）や現在（37.5%）となっています。将来についての悩みとしては、「親族の健康・介護」が最も多く40.0%となっており、次いで「自分の健康」が30.0%となっています。



第2章 ひとり親家庭の実態

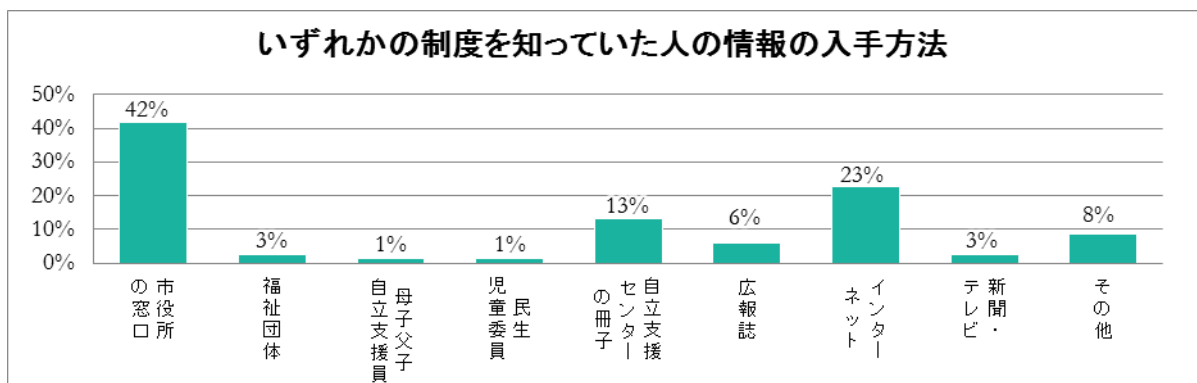
(7) ひとり親家庭等への支援制度の利用状況・認知度

- ひとり親家庭等への支援制度の利用状況は表のとおりで、多くの事業で「知らない」が6割以上となっています。
- 制度や事業を「知っている」人の情報の入手方法は、「市役所の窓口」で42%となっており、次いで「インターネット」が23%となっています。

①助成/給付/貸付制度	知っている	知らない	知っている		知らない	
			母子	父子	母子	父子
			児童手当・児童扶養手当	100%	0%	100%
母子家庭等医療費助成	92%	8%	94%	71%	6%	29%
自立支援教育訓練給付金	32%	68%	32%	36%	68%	64%
高等職業訓練促進給付金	24%	76%	23%	29%	77%	71%
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	15%	85%	16%	14%	84%	86%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	25%	75%	26%	21%	74%	79%

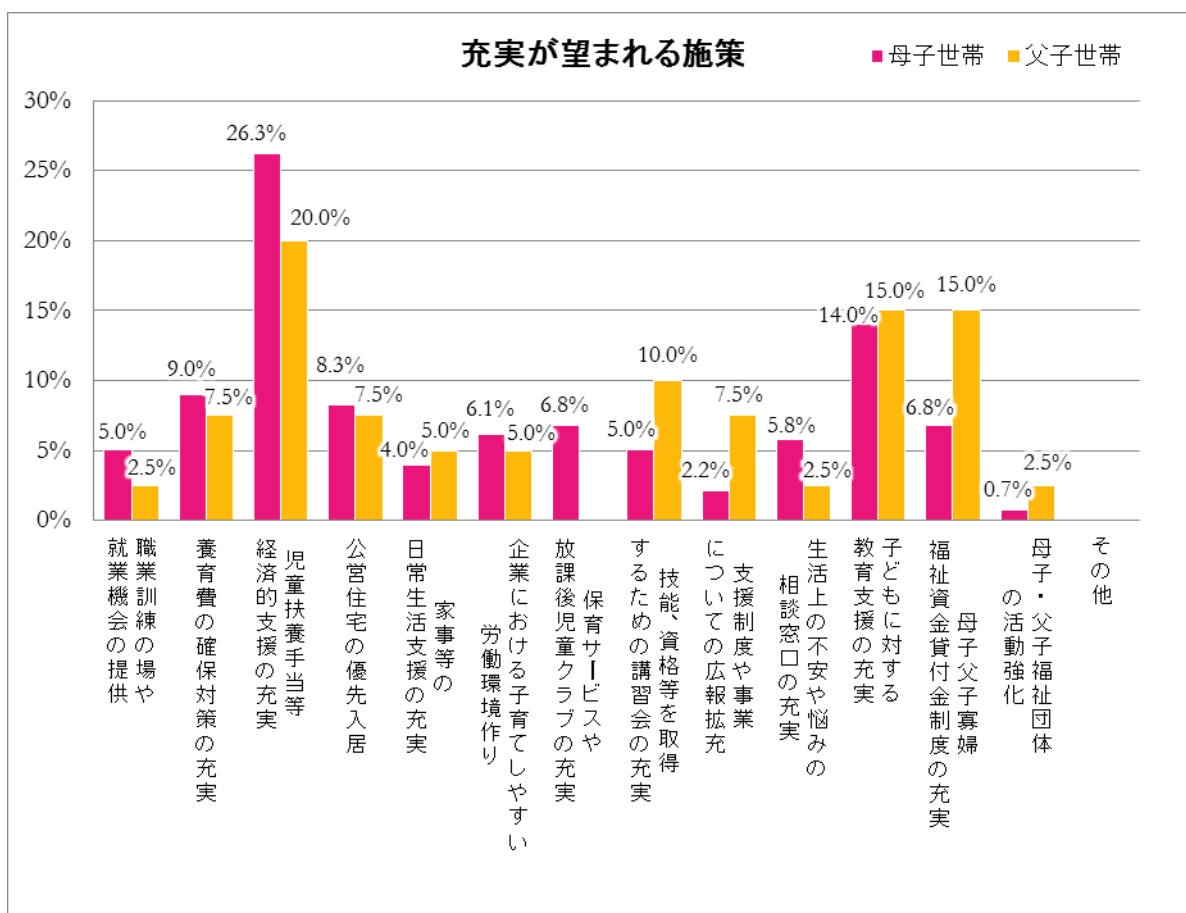
②支援制度等	知っている	知らない	知っている		知らない	
			母子	父子	母子	父子
			母子家庭等日常生活支援事業	17%	83%	17%
子供の未来応援国民運動ホームページ	5%	95%	5%	0%	95%	100%

③福井市ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	知っている	知らない	知っている		知らない	
			母子	父子	母子	父子
			就業相談	34%	66%	36%
養育費相談	20%	80%	21%	7%	79%	93%
法律相談	25%	75%	27%	7%	73%	93%
その他の相談	17%	83%	18%	0%	83%	100%
合計	24%	76%	25%	7%	75%	93%



(8) 充実が望まれる施策

- 母子世帯が充実を望む施策（複数回答）は、「児童扶養手当等経済的支援の充実」が26.3%、「子どもに対する教育支援の充実」が14.0%、「養育費の確保対策の充実」が9.0%となっています。
- 父子世帯が充実を除く施策（複数回答）は、「児童扶養手当等経済的支援の充実」が20.0%、「子どもに対する教育支援の充実」及び「母子父子寡婦福祉資金貸付制度の充実」が15.0%となっています。



(9) 現状のまとめと課題

<ひとり親家庭の課題>

母子世帯においては、正規で働く者が5割以下となっています。また、月額就労収入が月20万円以下である世帯は70.4%にも上っており、依然として、母子世帯の就業及び収入が不安定な状況となっています。より収入が高く安定した身分で安心して働けるよう、賃金や労働条件の良い職場への就労支援を実施していく必要があります。

父子世帯において、就業率は100%であり、正規職員の割合も6割を超えています。また、母子家庭とは異なり、子どもへの悩みでは「食事・栄養」、親自身の悩みでは「住居・家事・自分の健康」があがるなど、家庭生活面で多くの困難を抱えています。子育て・家事と仕事の両立を支援するため、家庭生活支援制度の積極的な利用を促進するなど、子育てなどの悩みを気軽に相談できるよう相談機能の周知が必要となっています。

母子・父子世帯ともに、半数以上の世帯が、養育費・面会交流の文書による取り決めを行っていません。養育費等の取り決めや確保が適切にされるよう社会的気運の醸成や意識付けを行っていく必要があります。

母子・父子世帯ともに、子どもへの悩みの1位は「教育・進学」となっています。世代間の貧困の連鎖を防止し、子どもの居場所づくりを提供するためにも、学習支援等に取り組む必要があります。

<福祉施策の周知度>

各種支援制度の認知度は、1～3割程度となっており、大変低い水準となっています。さらに、利用状況は、1割以下となっており、多くの人が福祉制度を知らない、利用していない状況になっています。

各種支援制度の情報の入手方法は、「市役所の窓口」が4割を占めており、様々な受付の際の情報発信が大きな役割を果たしています。

ひとり親家庭に必要な情報や支援が確実に届くよう、支援制度の一層の周知と、相談しやすい体制作りが必要です。

第3章 ひとり親家庭自立支援の基本的方針

1. 基本理念

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、またその子どもたちが健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

2. 施策の基本的な方針

ひとり親家庭等の自立を支援するため、次の5つの項目を柱として、具体的な施策を推進します。

① 子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭の親が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、子育てや生活面での支援制度の利用を促進します。また、地域の相互扶助による子育てや生活面での支援を推進します。

② 就業支援の推進

ひとり親家庭及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活を送ることができるよう、就業面での支援を推進します。

③ 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの推進

ひとり親家庭の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費の支払についての社会的気運の醸成を図るなど、養育費確保面での取り決めに促進します。また、面会交流は、子どもの立場からの実施が望ましいことや面会交流が適切でない場合があることなど、専門性が必要であること等に留意の上、相談等に対応します。

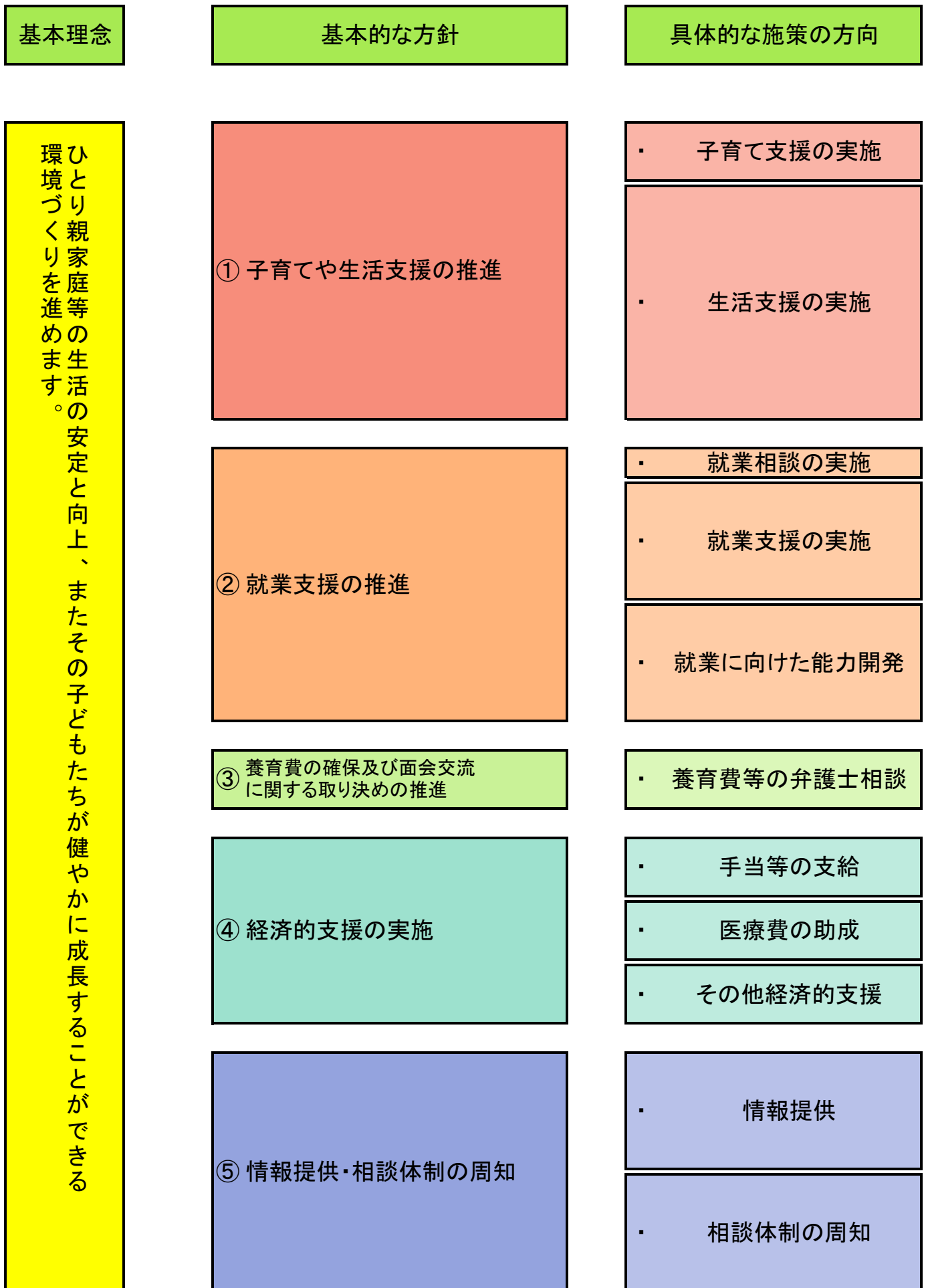
④ 経済的支援の実施

ひとり親にとって重要な支えとなっている様々な経済的制度が十分利用されるよう、制度について積極的に情報提供を実施します。

⑤ 情報提供・相談体制の周知

ひとり親家庭への支援制度の情報が的確に伝わるよう情報提供体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭の子育てや就業など生活全般に関する相談について、適切に対応できるように各種関係機関と十分に連携していきます。

3. 施策の体系



第3章 ひとり親家庭自立支援の基本的方針

具体的施策の展開

・ 学習支援体制の実施
・ 進学のための母子父子寡婦福祉資金貸付の実施
・ 母子家庭等日常生活支援事業の実施
・ 保育所等優先入所の推進と保育料減免の実施
・ 放課後児童クラブ等の利用料減免の実施
・ 病児保育事業の実施
・ 子育て短期支援事業の実施
・ 多様な保育サービスの実施
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金・転宅資金)の実施
・ 母子生活支援施設を活用した生活支援の実施
・ ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業相談
・ 母子・父子自立支援プログラム策定による就業支援
・ ハローワーク等関係機関と連携した就業支援
・ 生活困窮者自立支援制度による就業支援
・ ひとり親の雇用に関する事業主への働きかけ
・ 自立支援教育訓練給付金の支給
・ 高等職業訓練促進給付金の支給
・ 技能習得期間中の母子父子寡婦福祉資金貸付(技能習得資金・生活資金)の実施
・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援の実施
・ 養育費および面会交流の弁護士相談の支援
・ 養育費および面会交流に関する啓発の推進
・ 児童扶養手当の適切な支給
・ 児童手当の支給
・ 母子家庭等医療費の助成
・ 子ども医療費の助成
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付の実施
・ 多子世帯支援の実施
・ 広報誌やHP等を利用した情報提供
・ 行政窓口等での情報提供
・ 身近な地域活動者からの情報提供
・ 福井市母子寡婦福祉連合会への支援
・ 母子・父子自立支援員による相談事業の推進
・ 女性相談員による相談事業の推進
・ 子ども相談事業の実施
・ 母子・父子自立支援員等の資質向上のための研修会への参加

第4章 具体的施策の展開

①子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭が子育てと仕事に安心して取り組めるよう、多様な保育サービスを提供します。また、家事やしつけ等、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対する支援を実施します。

○達成を目指す目標○

	現状値	令和6年度
学習支援教室参加登録者数 <small>※生活困窮世帯を含む</small>	50人	60人

(1) 子育て支援の実施

◆ 学習支援体制の実施

ひとり親家庭の子どもの学習意欲が低下しないよう、地域の児童館等に学習の場を設け、大学生や教員OBなどの学習ボランティアによる学習会を行います。また、実施にあたっては、参加児童に次回参加への積極的な声かけを行い、継続して参加してもらうなど学習支援体制の更なる充実を図っていきます。

◆ 進学のための母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金・修学資金）の実施

ひとり親および寡婦が扶養する子どもが高校や専修学校、大学などに就学するために必要な入学金・授業料などの資金の貸付を行います。また、貸付にあたっては、利用者の負担を軽減するため、無理のない償還計画を立てるなどの相談に応じます。

(2) 生活支援の実施

◆ 母子家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭及び寡婦が、社会的事由や自立促進に必要な事由などにより日常生活を営むことが困難な場合に、家庭生活支援員を派遣し、一時的に生活援助や子育て支援を行います。

◆ 保育所等優先入所の推進と保育料減免の実施

ひとり親家庭をめぐる就職環境が厳しいことを踏まえ、就業や求職活動、職業訓練のため、ひとり親家庭の子どもの保育所等への優先的入所を実施しています。また、ひとり親家庭の子どもの保育料についても、所得に応じて減免を実施しています。

◆ 放課後児童クラブ等の利用料一部助成の実施

児童扶養手当や母子家庭等医療費助成制度を受けているひとり親家庭が、子どもの健全育成と仕事の両立を目的とする放課後児童クラブ等を利用する際、経済的負担を軽減するため利用料の一部助成を実施しています。

◆ 病児保育事業の実施

病気治療中や病気回復期で、保育園等に預けられない子どもを、病児保育施設において一時的に預かります。母子家庭等医療費等受給世帯又は児童扶養手当受給世帯について、利用料の助成を実施しています。

◆ 子育て短期支援事業の実施

保護者の病気や出産、冠婚葬祭や恒常的な残業等により、日中や夜間に一時的に家庭で養育できないときなどに子どもを預かるショートステイやトワイライトステイを実施しています。母子家庭等医療費等受給世帯又は児童扶養手当受給世帯について、利用料の助成を実施しています。

◆ 多様な保育サービスの実施

通院、看護、冠婚葬祭、就業、行事参加など社会的にやむを得ない事由により、家庭で一時的に子どもを養育できない保護者のため、様々な保育サービスを実施しています。

延長保育	対象児童の認定利用時間を超えて保育を実施
休日保育	保護者の勤務状況等により、日曜・祝日等の休日に保育を必要とする子どもを対象に保育を実施
一時預かり	一時的・緊急的に児童の保育が必要な場合に保育を実施
すみずみ子育てサポート事業	施設での一時預かり、家庭での援助（一時預かり、保育所等への送迎、家事援助）を実施

◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付（住宅資金・転宅資金）の実施

ひとり親等が住宅を建築（購入・補修・保全・改築・増築）する場合や転居する場合に、住宅資金や転宅資金の貸付を行います。

住宅資金	住宅の建築(購入・補修・保全・改築・増築) 資金を貸付
転宅資金	住居を移転するため住居の賃借に際し必要な資金を貸付

◆ 母子生活支援施設を活用した生活支援の実施

離婚等の家庭環境の変化により自立した生活を送ることが困難な母子家庭に対して、母子生活支援施設を活用することにより、居住の場とともに精神的に安定できる環境を提供し、生活や養育上の総合的な支援と退所後の自立に向けた支援を実施します。

②就業支援の推進

ひとり親家庭等が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活が送れるよう、就業相談をはじめとして職業能力向上のための訓練や就業に結びつく就業支援を推進します。

○達成を目指す目標○

	現状値 (9月末時点)	令和6年度
就労に関する相談に対し情報提供等を行った割合	64%	70%

(1) 就業相談の実施

◆ ひとり親家庭就業・自立支援センター事業による就業相談の実施

ひとり親家庭就業・自立支援センター事業の一環として、就業相談に応じるほか、母子・父子自立支援プログラム策定などにより、家庭の状況・職業の適性・就業適性等個別の状況に応じた求職活動を支援していきます。

(2) 就業支援の実施

◆ 母子・父子自立支援プログラム策定による就業支援

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子自立支援員と連携し、現状や個々のニーズに合わせた支援内容の母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて支援します。

◆ ハローワーク等関係機関と連携した就業支援

児童扶養手当受給者の就労支援については、母子・父子自立支援プログラム策定をした上で、ハローワーク等と連携し、各種助成制度の提供、就業・能力開発に関する相談等に対応します。

◆ 生活困窮者自立支援制度による就業支援

仕事が見つからない、社会に出るのが怖い、病気で働けないなど、様々な理由で就業ができない方に対し、一人ひとりに応じた解決のため、支援員が自立に向けた支援プランを作成し、寄り添いながら自立支援を行います。

◆ ひとり親の雇用に関する事業主への働きかけの実施

ひとり親の就業を促進するため、民間事業者に対して理解と協力を呼びかけます。また、ひとり親の雇用に際し、事業主に対して福井労働局や市が実施する各種助成金制度の周知を図り、その活用を推進していきます。

(3) 就業に向けた能力開発

◆ 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が主体的な能力開発及び資格取得のため、指定された教育訓練講座を受講し、修了したときにその経費の一部を支給します。

対象者	児童扶養手当の支給所得水準のひとり親
対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座
支給額	受講料の6割相当額 (上限20万円・但し、1万2千円を超えない場合は不支給) ※雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができる場合には、その額を差し引いた額を支給

◆ 高等職業訓練促進給付金の支給

ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する場合、その間の生活費を支給します。

対象者	児童扶養手当の支給所得水準のひとり親で、1年以上のカリキュラムの養成機関に通学して対象資格の取得が見込まれる者
対象資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士など
支給額	○高等職業訓練促進給付金 [修業期間全期間支給 (上限48月)] 市民税非課税世帯 月額10万円 市民税課税世帯 月額7万5千円 ※最終年は4万円増額 ○高等職業訓練修了支援給付金 市民税非課税世帯 5万円 市民税課税世帯 2万5千円

◆ 技能習得期間中の母子父子寡婦福祉資金貸付(技能習得資金・生活資金)の実施

ひとり親等が就職するために必要な技能を習得する場合、技能習得資金や生活資金の貸付を行います。

◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援の実施

ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、対象講座の受講費用の一部を支給します。

受講修了時給付金	受講費用の2割(上限10万円)
合格時給付金	受講費用の4割(受講修了時給付金合わせて上限15万円)

③養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの推進

ひとり親の家庭の子どもが適切な養育費を受け取れるよう情報提供を行うなど、養育費や面会交流に関する取り決めに促進します。

○達成を目指す目標○

	現状値 (9月末時点)	令和6年度
養育費相談から弁護士相談につなげた件数	1件	10件

(1) 養育費等の弁護士相談

◆ 養育費および面会交流の弁護士相談の支援

ひとり親家庭就業・自立支援センターの一環として、養育費取得や面会交流に関する相談に対応します。法的措置を要する対応困難な事例については、弁護士による無料相談や養育費相談支援センターとの連携によりサポートします。

◆ 養育費および面会交流に関する啓発の推進

養育費や面会交流の取り決め方などを紹介するリーフレット等を窓口を設置することや、児童扶養手当等の手続き時など様々な機会にチラシを配布することなどのほか、いつでも情報を得られるよう市のホームページ等により周知するなど、幅広く情報提供を行います。

④経済的支援の実施

児童扶養手当や母子家庭等医療費助成事業、母子父子寡婦福祉資金貸付等、各種経済的支援制度についての情報提供を実施するとともに、制度が十分利用されるよう支援していきます。

○達成を目指す目標○

	現状値	令和6年度
母子父子寡婦福祉資金貸付事業の認知度	25%	50%

(1) 手当等の支給

◆ 児童扶養手当の適正な支給

児童の福祉の増進を図るため、父親または母親がいない児童や、父親または母親が一定以上の障がいの状態にある児童を養育している人に支給します。

◆ 児童手当の支給

家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を図るため、児童を養育している人に支給します。

(2) 医療費の助成

◆ 母子家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的に、ひとり親の親およびその20歳未満の子どもが支払った医療費を助成します。

◆ 子ども医療費の助成

すべての家庭の子どもの疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減を目的として、子どもの医療費を助成します。

(3) その他経済的支援

◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付の実施

ひとり親家庭等に対し、修学資金等の母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行い利用の促進を図るとともに、利用者の立場に立った適切な貸付を行います。

◆ 多子世帯支援

多子世帯の経済的支援を目的に、小学校就学前までの保育料の原則無料化等を行っています。

⑤情報提供・相談機能の周知

ひとり親家庭等の自立支援をはじめとした生活全般のことや子どもに関する様々な悩みなどについて、早い段階から相談に応じ支援が行き届くよう、情報提供や相談体制の周知を図ります。

○達成を目指す目標○

	現状値	令和6年度
ひとり親家庭就業・自立支援センターの相談業務の認知度	24%	60%

(1) 情報提供

◆ 広報誌やHP等を利用した情報提供

子育てや就業支援等に関する施策を紹介したしおりや、市政広報等による制度の周知を図ります。また、ホームページやSNS等を活用した情報提供に努めます。

◆ 行政窓口等での情報提供

ひとり親になった際に、速やかに支援制度の情報を提供できるよう、関係部署との連携を図っていきます。また、児童扶養手当の現況届やひとり親家庭医療費助成受給資格の更新等の機会に、自立支援制度の周知と利用促進に努めます。

◆ 身近な地域活動者からの情報提供

福井市母子寡婦福祉連合会や民生児童委員が適切な情報発信が行えるよう、地域活動者に対し、ひとり親家庭への子育てや就業支援等の制度の周知を図ります。

◆ 福井市母子寡婦福祉連合会への支援

福井市母子寡婦福祉連合会の実施する事業について、支援を行うほか、協働してひとり親家庭に対する支援および施策の周知を図ります。

(2) 相談体制の周知

◆ 母子・父子自立支援員による相談事業の実施

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭に対する総合的な窓口として、自立に必要な情報提供を行うとともに生活全般の様々な相談に応じます。

◆ 女性相談員による相談事業の実施

配偶者からの暴力による被害の相談、保護、自立支援など適切かつ迅速に進め、また関係機関との相互連携等を図るための窓口として、女性相談員が女性が抱えているさまざまな問題や悩みに関する相談に応じます。

◆ 子ども相談事業の実施

子育ての不安や気がかりなこと、子どもに関する様々な悩みについて、専門の相談員が必要な情報提供やアドバイス・カウンセリングを行うなど、自らが問題解決に向かえるよう電話および来所による相談を行っています。

◆ 母子・父子自立支援員等の資質向上のための研修会への参加

母子・父子自立支援員や女性相談員等がひとり親家庭の自立支援に向けて、適切かつ効果的に相談を行えるよう、各種研修等に参加して相談体制の充実を図ります。